

# 第4次大阪市 文化振興計画

## 答申案

文化共創都市 大阪 ～多様でありながらも、ひとつにつながる未来へ～

万博閉幕に際して出された「大阪・関西万博宣言」  
を参考に修正案としました。

令和8年(2026年)○月

大阪府市文化振興会議

## 【目指す将来像】文化共創都市 大阪 ～多様でありながらも、ひとつにつながる未来へ～

一人ひとりの多様な価値観を尊重しつつ、様々な立場の人々が、大阪の文化芸術を共に創り、支え、育み、その価値を高め、心豊かで活力溢れ、心躍る幸福な生き方ができる、世界に誇れる都市を目指す

目指す将来像と表現を合わせました。

### 基本理念

あらゆる人々が文化を享受し  
いきいきと活動できる都市

文化芸術活動の場として  
選ばれる都市

文化力を活用した世界に  
誇れる魅力あふれる都市

### 施策の方向性

A 文化にかかわる環境づくり

B 文化が都市を成長させる

C 文化が社会を形成する

### 大阪市の取組

- ① 芸術文化における鑑賞・参加の機会等の充実
- ② 芸術文化を将来へ承継発展させる子どもや青少年が成長する機会の充実
- ③ 芸術文化を支える市民意識の醸成

- ① 芸術文化を創造する人材や支える人材の育成・支援
- ② 上方伝統芸能等の承継・発展
- ③ 芸術文化による大阪の魅力向上
- ④ 文化と経済等の連携を通じた持続可能な成長・発展

- ① 芸術文化の有する地域力向上や社会包摂の機能を生かした共生への取組の促進
- ② 文化財や史跡の保存・活用・承継

### 推進にあたって

※ 「目指す将来像」、「基本理念」、「施策の方向性」は府と共通のビジョン

- 大阪市の役割
- ・ 大阪府とビジョンを共有するもとの、基礎自治体として文化振興に関する施策に計画的に取り組みます。
  - ・ 将来に向かって府や周辺自治体とも役割分担を図りながら、都市大阪の魅力や情報発信力の向上に努めます。

- 推進体制・進行管理
- ・ 本計画を着実かつ継続的に推進していくため、施策の実施・進捗状況等について、進行管理と評価を行います。
  - ・ 各施策・事業のプログラム評価については、毎年度大阪アーツカウンシルが行い、その結果や改善提案等について大阪府市文化振興会議に報告します。
  - ・ 大阪府市文化振興会議では、この報告や本計画の評価・検証の状況等を踏まえ、計画全体の進捗状況を把握するとともに、重要な施策等についての審議を行います。

# 目 次

第4次大阪市文化振興計画の概要	・・・・・・・・・・	表紙裏
はじめに	・・・・・・・・・・	1～2
1. 第4次大阪市文化振興計画の策定にあたって		
- 1. これまでの取組	・・・・・・・・・・	3
- 2. 芸術文化を取り巻く状況	・・・・・・・・・・	4～7
- 3. 芸術文化にかかる市民意識	・・・・・・・・・・	8
2 - 1. 目指す将来像	・・・・・・・・・・	9
- 2. 基本理念	・・・・・・・・・・	9
3 - 1 施策の方向性	・・・・・・・・・・	10
- 2. A 文化にかかわる環境づくり	・・・・・・・・・・	11～13
- 3. B 文化が都市を成長させる	・・・・・・・・・・	14～17
- 4. C 文化が社会を形成する	・・・・・・・・・・	18～19
4. 推進に向けて		
- 1. 重点取組について	・・・・・・・・・・	20
- 2. 大阪市の役割、推進体制・進行管理、大阪アーツカウンシル	・・・・・・・・・・	21
- 3. 評価・検証	・・・・・・・・・・	22～23
5. 資料編	・・・・・・・・・・	24
- 1. 文化芸術基本法	・・・・・・・・・・	25～37
- 2. 大阪市芸術文化振興条例	・・・・・・・・・・	38～42
- 3. 大阪府市文化振興会議委員名簿	・・・・・・・・・・	43
- 4. パブリックコメント結果	・・・・・・・・・・	44

# はじめに

芸術文化は本来、『人々の心に感動を与えるとともに、生きがいや心の充足感をもたらし、豊かな人間性をはぐくむもの』であり、また『創造的で優れた芸術文化をはぐくむことは、都市の魅力や情報発信力を高め、いきいきとした活力ある社会を形成することにつながる』ものです。

大阪は、古くから住吉津や難波津など国際的な港のある港湾都市として栄え、多種多様な文化を受け入れ、近世には、活発な経済活動に支えられ、自由と進取の気風に富む町人層が中心となって豊かな上方文化を守り育てるなど、古くから先進的でした芸術文化を創造し、はぐくみ、発信してきた歴史を有しており、こうした歴史の中で培われた文化的風土は現在にも受け継がれています。

大阪市では、芸術文化（※1）を振興する多様な施策を総合的かつ強力に推進するために制定した「大阪市芸術文化振興条例」に基づき、市民が芸術文化に親しむ環境を整え、芸術文化資源を活用し、さらに、自主的かつ創造的な芸術活動（※2）を行う芸術家の育成・支援を行うことによる新たな芸術文化の創造により、都市魅力の向上をめざして様々な文化施策に取り組んできました。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、世界中の人々が類のない混乱に直面し、人と人との身体的な接触が妨げられるとともに、心理的な距離をも生む場面も増え、多くの人々が行動変容を迫られることとなりました。そのような中、芸術文化は人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中に認識されました。

「文化芸術推進基本計画（第2期）」を参照しながら、修正しました。

そして令和7年に開催された「大阪・関西万博」では、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、人間一人一人が、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を国際社会が共創していくことを推し進め、関わったすべての人々が、対話し、共働し、それぞれの文化を共鳴させ合う中で、「多様でありながら、ひとつ」というメッセージを世界に発信しました。

万博閉幕に際して出された「大阪・関西万博宣言」について追記しました。

このような背景を踏まえ、このたび新たに策定した第4次大阪市文化振興計画においては、前計画同様に大阪府・大阪市共通のビジョン（「目指す将来像」、「基本理念」、「施策の方向性」）のもと、「芸術文化の振興にあたっては、市民及び芸術家の自主性が十分に尊重されるべきものであること」、「芸術文化は、市民と芸術家双方が支えるべきものである」という大阪市芸術文化振興条例の理念を念頭に、この間の芸術文化を取り巻く状況等を踏まえ、基礎自治体として必要な施策を盛り込んでいます。

大阪にふさわしい文化政策を推進することにより、一人ひとりの多様な価値観を尊重しつつ、様々な立場の人々が、大阪の文化芸術を共に創り、支え、育み、その価値を高め、心豊かで活力溢れ、心躍る幸福な生き方ができる、世界に誇れる都市の実現をめざしていきます。

目指す将来像と表現を合わせました。

また、本計画のうち、都市魅力の推進に関する施策については、新たに策定される「大阪都市魅力創造戦略2030」においても主な施策の一つとして位置付けられています。

なお、本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とし、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを予定しています。

- ※1 芸術文化 … 音楽、演劇、舞踊、美術、写真、映像、文学、文楽、能楽、歌舞伎、茶道、華道、書道その他の芸術に関する文化  
【※大阪市芸術文化振興条例第2条第1項に規定】
- ※2 芸術活動 … 芸術作品を創作し、又は発表すること（専ら趣味として行うことを除く）  
【※大阪市芸術文化振興条例第2条第2項に規定】

# 1.第4次大阪市文化振興計画の策定にあたって

## 1-1.これまでの取組

「行政のみならず、様々な立場の人々が…」としていましたが、「行政のみならず」を削除しました。

大阪市では、大阪府と共通のビジョンのもと、平成25年3月に大阪市文化振興計画（※1）、平成28年10月に第2次大阪市文化振興計画（※2）、令和3年3月に第3次大阪市文化振興計画（※3）を策定し、様々な立場の人々が、大阪の文化芸術を”共に創り”、支え、育み、その価値を高め、文化芸術の力で、心豊かで活力ある未来を切り拓いていくことができるよう、『「文化共創都市 大阪」～文化芸術が未来を切り拓く～』を目指す将来像として大阪の文化振興に取り組んできました。

これまでの3次にわたる計画期間中に、大阪市では基礎自治体として、あらゆる人々が年齢などにかかわらず、芸術文化を鑑賞、参加できるような機会を創出するとともに、芸術文化を継承発展させる子どもや青少年が芸術文化を通じて成長する機会の充実に取り組んできました。また、芸術文化の担い手等の人材の育成・支援をはじめ、上方伝統芸能の継承・発展、多様な芸術文化の交流や新たな芸術文化の創造を通じて、大阪の魅力向上に取り組むなど、「大阪がこれまで築いてきた輝かしい歴史的、文化的伝統を尊重しつつ発展させながら、市民が芸術文化に親しむ環境の整備並びに自主的かつ創造的な芸術活動を行う芸術家の育成及び支援」といった、大阪市芸術文化振興条例の趣旨に沿った施策の推進に努めてきました。

また、各々の事業の検証については、大阪の文化施策の評価・調査・企画提言機能を担う「大阪アーツカウンシル」による公平・公正な評価を受け、PDCAサイクルを機能させ事業の見直しや改善を年度ごとに行ってきました。

- ※1 大阪市文化振興計画・・・計画期間：平成25年度～平成27年度
- ※2 第2次大阪市文化振興計画・・・計画期間：平成28年度～令和2年度
- ※3 第3次大阪市文化振興計画・・・計画期間：令和3年度～令和7年度

## 1-2.芸術文化を取り巻く状況(前計画策定以降主なもの)

### ① 文化庁の「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の公表

文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、文化庁で外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」が開催され、その検討結果が「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」として公表されました。

本ガイドラインでは、文化芸術基本法第16条の芸術家等のうち、個人で活動する芸術家等が一方当事者となって事業者や文化芸術団体等から依頼を受けて行う文化芸術に関する業務の契約関係を対象に、文化芸術の担い手である芸術家等が契約内容を十分に理解した上で業務に従事できるよう、契約内容の明確化のための契約の書面化の推進などの改善の方向性や、契約書のひな型及び解説、実効性確保のための方策などが示されました。

### ② 「文化芸術推進基本計画（第2期）」の閣議決定

文化芸術基本法の規定に基づき、政府において、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和5年3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）－価値創造と社会・経済の活性化－」が策定されました。

この計画では、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化や、第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、第1期計画における4つの目標を中長期目標として踏襲した上で、計画期間（令和5年度～令和9年度）において推進する重点取組と施策群、施策の実施に必要な取組が示されています。4つの中長期目標を達成するにあたっては、文化芸術の本質的価値の創造・深化を図り、その本質的価値を生かして社会的・経済的価値を創出し、そこで得られた収益を本質的価値の向上のために再投資するという循環を生み出していくことが重要であるとされ、心豊かで活力のある社会を形成するためにも「文化芸術と経済の好循環の創出と加速」を図ることによって地域活性化及び経済成長を促進し、「文化芸術立国」の実現を目指すという方針が示されています。

## 1-2.芸術文化を取り巻く状況(前計画策定以降主なもの)

### ③ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の策定

障害者文化芸術推進法の規定に基づき、政府において、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が策定されました。

この計画では、合理的配慮の提供とそのための情報保障や環境整備に留意しつつ、障がい者による文化芸術活動の裾野を広げ、地域における基盤づくりを進める観点から、3つの目標と施策の方向性などが示されました。

「策定されました」としていましたが、他の説明に合わせ「示されました」に修正しました。

### ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響からの回復及び今後への懸念

令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認されてから、令和5年5月に当該感染症の感染症法上での位置付けが季節性インフルエンザと同等の5類感染症に引き下げられるまでの3年超にわたり、文化芸術分野では活動の縮小・休止などを余儀なくされ、経済的にも大きな影響を受けるとともに、鑑賞者側においても文化芸術に触れる機会が数多く失われました。

令和8年3月現在では、このような影響からは回復しつつありますが、学校での鑑賞機会および部活動などの長きにわたる中止・抑制等による、将来の文化芸術の担い手たる若年層への影響が懸念されています。

## 1-2.芸術文化を取り巻く状況(前計画策定以降のもの)

### ⑤ 文化施設の新規開業やリニューアルオープン、大規模な都市開発など

大阪市内においては、文化施設等の新規開業やリニューアルオープンが相次いでいるほか、令和10年以降の開業やまちびらきに向けて複数の大規模な都市開発計画が稼働しています。また、令和12年秋ごろには大阪市此花区夢洲においてI R(統合型リゾート)の開業も予定されています。

	施設名	所在地
令和4年2月	大阪中之島美術館 開業	北区
令和6年4月	大阪市立東洋陶磁美術館 リニューアルオープン	北区
令和6年8月	大阪市立科学館 リニューアルオープン	北区
令和6年9月	グラングリーン大阪 開業	北区
令和7年3月	大阪市立美術館 リニューアルオープン	天王寺区
令和10年春頃	大阪城東部地区1.5期開発 まちびらき予定	城東区
令和12年秋頃	I R(統合型リゾート) 開業予定	此花区

## 1-2.芸術文化を取り巻く状況(前計画策定以降主なもの)

### ⑥ 大阪・関西万博の開催

20年ぶりに日本で開催される国際博覧会として、令和7年4月から10月にかけて、大阪市此花区の夢洲にて大阪・関西万博が開催されました。開催にあたっては、「いのち輝く未来社会のデザイン “Designing Future Society for Our Lives”」がテーマとなり、世界から158の国と地域が参加し、国内外から多くの人々が大阪を訪れました。

大阪市では、大阪・関西万博の開催に合わせ、文化芸術活動の一層の活性化を図るため、大阪府と協働しての「大阪国際文化芸術プロジェクト」を実施し、様々な事業を実施することで、国内外に向けて大阪の芸術文化の魅力を発信しました。

### ⑦ デジタル技術の急速な進展と文化芸術分野への影響

AI・NFT・ブロックチェーン・ロボティクスなど、各種のデジタル技術が急速に発展しており、文化芸術分野においては、ますます多様な創作活動・経済活動の展開が可能となっている一方で、著作物の創作・流通・利用を巡る環境も絶えず変化しつづけています。

### 1-3.芸術文化にかかる市民意識

令和5年度より実施している大阪市民間ネット調査の結果は、以下のとおりです。

項目	結果		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大阪市が、一人ひとりの多様な価値観を尊重しつつ、様々な立場の人々が、大阪の文化芸術を共に創り、支え、育み、その価値を高め、文化芸術の力で、心豊かで活力ある未来を切り拓いていくことができる都市(文化共創都市)であると思う市民の割合	18.8%	14.2%	<u>16.4%</u>
大阪市の文化的環境整備(発表の場の提供、鑑賞機会、創作・参加機会等)に対する満足度	31.8%	29.0%	<u>29.0%</u>
観光資源や経済の活性化に、文化の力が活用されていると感じる市民の割合	18.2%	13.8%	<u>9.8%</u>
教育・福祉・まちづくり等あらゆる施策に、文化の力が活用されていると感じる市民の割合	16.4%	10.6%	<u>10.0%</u>

令和7年度の結果を記載しました。

## 2-1. 目指す将来像(大阪府と共通のビジョン)

万博閉幕に際して出された「大阪・関西万博宣言」を参考に修正案としました。

### 文化共創都市 大阪 ～多様でありながらも、ひとつにつながる未来へ～

大阪市は、一人ひとりの多様な価値観を尊重しつつ、様々な立場の人々が、大阪の文化芸術を共に創り、支え、育み、その価値を高め、心豊かで活力溢れ、心躍る幸福な生き方ができるよう「文化共創都市 大阪 ～多様でありながらも、ひとつにつながる未来へ～」を目指す将来像として掲げ、誰もが、文化芸術を通じて、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる、世界に誇れる都市を目指します。

目指す将来像のサブタイトル(下線部)の案に合わせ、「都市のイメージ」に記載のあった「いのち輝く」の文言を削除しました。

## 2-2. 基本理念(大阪府と共通のビジョン)

基本理念	都市のイメージ
あらゆる人々が文化を享受し いきいきと活動できる都市	府民市民の自主性、創造性が発揮されることはもとより、あらゆる人々が年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような環境が整備され、途絶えることなく次世代へと継承されている。 そして、誰ひとり取り残されず、あらゆる人々が文化芸術を通じて社会参加し、心のつながりや相互理解が広がり、多様性を受け入れ、尊重し合う土壌が育まれ、心豊かで、誰もがいきいきと活動できるなど、ウェルビーイングが向上する社会が形成されている。
文化芸術活動の場として 選ばれる都市	文化芸術関係者、地域、アカデミア、ビジネスなど多様な主体がつながり、共創する社会が構築され、様々な価値の向上を図るとともに、文化芸術に再投資が行われるという好循環が図られ、活力に溢れている。そして、文化芸術の担い手の活動基盤が強化され、活動が活性化するなど、文化芸術の創造環境が整い、大阪が「文化芸術活動の場」として世界から選ばれている。
文化力を活用した世界に誇れる 魅力あふれる都市	世界中から人々が集い、対話し、様々な文化芸術が交流することで、新たなつながりや創造が促進され、自由で多彩な文化芸術活動がより活性化し、大阪の文化力・都市の魅力の更なる向上や世界への貢献につながっている。

### 3-1. 施策の方向性(大阪府と共通のビジョン)

本計画では、行政が取り組むべき文化施策として、3つの施策の方向性を示し、それぞれに沿った施策を展開していきます。

施策の方向性	大阪市の取組内容
A 文化にかかわる環境づくり	<p>文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であり(文化芸術基本法第2条第3項)、人々のウェルビーイングの向上を図るものであることに鑑み、大阪市では、あらゆる人々が年齢などにかかわらず、芸術文化を鑑賞、参加できるような機会を創出するとともに、芸術文化を継承発展させる子どもや青少年が多様な芸術文化を通じて感受性を育み、成長する機会の充実や芸術文化を支える市民意識の醸成に取り組めます。</p>
B 文化が都市を成長させる	<p>文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高め(文化芸術基本法前文)、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するなど、社会の様々な分野の発展に寄与するものであり、大阪市では、芸術文化の担い手等の人材の育成・支援をはじめ、上方伝統芸能の継承・発展、多様な芸術文化の交流や新たな芸術文化の創造を通じて、世界に誇れる都市としての大阪の魅力向上に取り組めます。</p>
C 文化が社会を形成する	<p>芸術文化を通じて、他者の文化や価値観を理解し、共生していく基盤をつくることは、人々が幸せに暮らしていくために欠くことができないものであり、大阪市では、文化の有する地域力の向上や社会包摂等の機能を生かした取組や、大阪の文化財・史跡の保存・活用を通じて、多様な人々が集い、対話し、交流する機会の創出や、芸術文化の社会的価値の醸成を図ります。</p>

## 3-2. A 文化にかかわる環境づくり（大阪市の取組）

あらゆる人々が年齢などにかかわらず、芸術文化を鑑賞、参加できるような機会を創出するとともに、芸術文化を継承発展させる子どもや青少年が多様な芸術文化を通じて感受性を育み、成長する機会の充実や芸術文化を支える市民意識の醸成に取り組みます。

### ① 芸術文化における鑑賞・参加の機会等の充実

- 子ども、高齢者、障がい者、外国人など、あらゆる人々が芸術文化を鑑賞、参加できるような機会の提供に取り組みます。
- 個々に特色のある博物館・美術館施設等の活用により、良質で多様な芸術文化に触れることのできる機会の充実を図ります。



写真を新しいものに差し替えました。  
(以後の写真も同様です。)



演劇鑑賞会（子どもも鑑賞しやすい演劇公演）

大阪市立美術館

©佐々木香輔

## 3-2. A 文化にかかわる環境づくり（大阪市の取組）

### ② 芸術文化を将来へ継承発展させる子どもや青少年が成長する機会の充実

- 次代を担う子どもや青少年の創造性、感性等を育み、大阪の芸術文化を将来へ継承発展させていくため、幼い頃から良質で多様な芸術文化に直接触れ、身近に親しむ機会の一層の充実に努めます。
- 文楽や能楽、音楽等大阪が誇る文化資源の鑑賞・体験授業の実施により、良質で多様な芸術文化に触れることのできる機会の充実に努めます。



こども本の森中之島（内部）



©飯島隆  
中学生が参加するコンサート（中学生とプロ奏者との共演）

## 3-2. A 文化にかかわる環境づくり（大阪市の取組）

### ③ 芸術文化を支える市民意識の醸成

- 芸術文化団体を支援する「なにわの芸術応援募金」等をより一層活用していくほか、寄付者のニーズも把握しながら、芸術文化に対して寄付しやすい環境づくりや、芸術文化活動への民間資金の導入・活用方策についても検討し、これまで大阪市民が築いてきた寄付文化を継承、発展させ、文化の振興に寄与する取組を進めます。

< 「なにわの芸術応援募金」寄付件数推移 >

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (※)
170件	150件	124件	130件	●件

(※) 令和7年度は12月末現在

### 3-3. B 文化が都市を成長させる（大阪市の取組）

芸術文化の担い手等の人材の育成・支援をはじめ、上方伝統芸能の継承・発展、多様な芸術文化の交流や新たな芸術文化の創造を通じて、世界に誇れる都市としての大阪の魅力向上に取り組みます。

#### ① 芸術文化を創造する人材や支える人材の育成・支援

- アーティスト等による多様な活動が繰り広げられる都市となるよう、芸術文化活動に対する助成や、これからの活躍が期待されるアーティスト等に活動・発表機会を提供するとともに、芸術文化に関する企画・制作や経営等に携わる、芸術文化を支える人材の育成・支援に取り組みます。
- 将来の大阪の芸術文化を担う、今後の活躍が期待される若手アーティストへ贈呈している「咲くやこの花賞」をはじめとした顕彰を実施していきます。
- 舞台芸術創造の場である芸術創造館の活性化に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況において明らかとなった、芸術文化活動の担い手の活動基盤のせい弱性を踏まえ、芸術文化の担い手が、着実かつ安定的に創造的な芸術文化活動を継続できる環境づくりに努めます。

#### < 芸術文化にかかる主な表彰制度 >

名称	内容
咲くやこの花賞	大阪文化の振興に貢献し、かつ将来の大阪文化を担うべき人材に贈呈（昭和58年度開始）
大阪文化賞 大阪文化祭賞	大阪の芸術文化に貢献のあった個人・団体及び優れた公演に贈呈（昭和38年度開始）
織田作之助賞	織田作之助を顕彰し、新進・気鋭の作家に贈呈（昭和59年度開始）



OSAKA ART MARKET（大阪で活躍するアーティストの作品を展示・販売）

## 3-3. B 文化が都市を成長させる（大阪市の取組）

### ② 上方伝統芸能等の継承・発展

- 大阪が誇る貴重な上方伝統芸能等の文化資源を後世へ確実に伝えていくため、保護・保存・継承に取り組むとともに、鑑賞・体験の機会を充実させ、歴史的、文化的価値の理解、普及を図り、あらゆる機会を通じて、その魅力を広く発信していきます。
- 上方伝統芸能や博物館・美術館施設等が有する文化資源をいっそう活用し、観光振興や地域経済の活性化につなげる取組を進めます。



©文楽を中心とした古典芸能振興事業実行委員会  
「中之島文楽」（大阪市中央公会堂で公演）



大阪中之島美術館

### 3-3. B 文化が都市を成長させる（大阪市の取組）

#### ③ 芸術文化による大阪の魅力向上

- 大阪が誇る伝統芸能をはじめとする芸術文化と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な交流や歴史と文化が集積する大阪市内各エリアからの芸術文化の発信・交流を通じて、大阪の都市魅力の向上につなげていきます。
- 庁舎等の活用を含め、芸術文化活動や交流の場の充実に向けて取り組みます。
- 芸術文化の拠点形成を図ります。
- デジタル技術の急速な発展により、新たな表現方法や表現の場が生まれていることから、これらを活用した取組を進めます。



薪能（大阪城西の丸庭園で公演）



©飯島隆

大阪クラシック(大阪市役所玄関ホールでのコンサート)

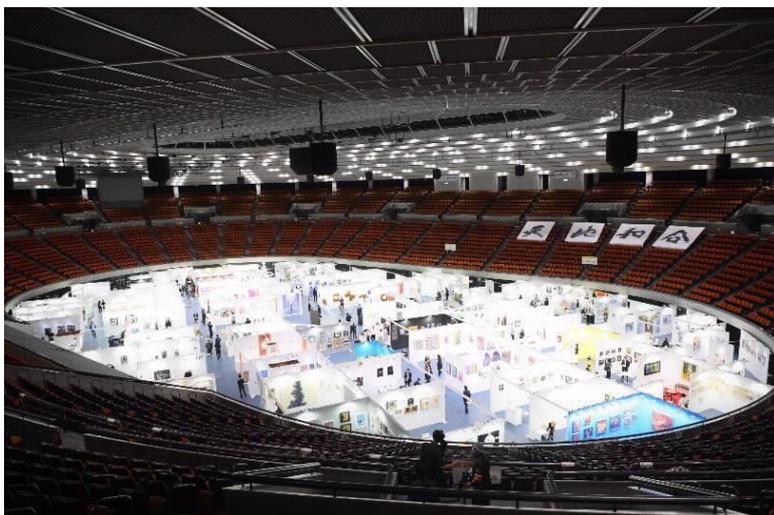
説明を整理し項目を分ける等、修正しました。

前回案 (文化振興会議時点)	今回案
○ 庁舎等の活用を含め、芸術文化活動の場の充実や、集客・交流を促進する環境整備につながる取組を進めます。	○ <u>庁舎等の活用を含め、芸術文化活動や交流の場の充実に向けて取り組みます。</u>
○ デジタル技術の急速な発展により、新たな表現方法や表現の場が生まれていることから、これらを活用した創作活動の展開など新たな文化創造を支援します。	○ デジタル技術の急速な発展により、新たな表現方法や表現の場が生まれていることから、これらを活用した <u>取組を進めます。</u>

## 3-3. B 文化が都市を成長させる（大阪市の取組）

### ④ 文化と経済等の連携を通じた持続可能な成長・発展

- 文化芸術関係者、地域、アカデミア、ビジネスなど多様な主体の共創を促進します。
- 営利・非営利の別にかかわらず、創造的な社会・経済活動の源泉としての芸術文化活動における新たな価値や取組への支援により、その価値が本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を生み出し、持続可能な成長・発展の実現をめざします。



OSAKA INTERNATIONAL ART（大阪城ホールでのアートフェア）

## 3-4. C 文化が社会を形成する（大阪市の取組）

文化の有する地域力の向上や社会包摂等の機能を生かした取組や、大阪の文化財・史跡の保存・活用を通じて、多様な人々が集い、対話し、交流する機会の創出や、芸術文化の社会的価値の醸成を図ります。

### ① 芸術文化の有する地域力向上や社会包摂の機能を生かした共生への取組の促進

- 各地域における多様で活発な芸術文化活動は、大阪の芸術文化が発展する源泉となるだけでなく、地域コミュニティの形成による地域力の向上とともに、高齢者の生きがいや心豊かな青少年の育成等にもつながることから、それらの活動が活性化されるよう、様々な形での取組・支援を行います。
- 芸術文化を通じて、様々な人々の対話から生まれる、他者の文化や価値観への理解が深められ、共生につながる社会包摂の取組を教育、福祉、まちづくり等の様々な施策分野において促していきます。



文学碑の集い（講演会）



Equity&Justiceを軸としたソーシャルアート  
コーディネーターの育成（人材育成講座）

©寺岡海

## 3-4. C 文化が社会を形成する（大阪市の取組）

### ② 文化財や史跡の保存・活用・継承

- 国の重要文化財である大阪市中央公会堂や旧桜宮公会堂、泉布観など、近代大阪発展の足跡を残す歴史的文化遗产について、市民の理解のもと保存と活用を図っていきます。
- 史跡難波宮跡は、古代国家の成立を考える上で重要な遺構であるとともに、都市部で遺跡が保存されている貴重な空間であることから、市民が史跡空間を体感し、古代の大阪の歴史への興味、創造を膨らませることのできるよう、史跡としての価値と認知度の向上につながる利活用を進めます。



大阪市中央公会堂



「利活用の検討を進めます」としていましたが、「の検討」を削除しました。

史跡難波宮跡

## 4. 推進に向けて

### 4-1. 重点取組について

これまでの取組等を踏まえ、本計画を推進するにあたって、以下の点を重点的な取組事項とします。

「大阪市の取組」の各項目名に表現を合わせました。

#### (1) 文化と経済等の連携を通じた持続可能な成長・発展

- 文化芸術関係者、地域、アカデミア、ビジネスなど多様な主体の共創を促進する取組
- 創造的な社会・経済活動の源泉としての芸術文化活動における新たな価値や取組の創出に向けた支援

#### (2) 大阪の芸術文化を発展させる人材の育成

- 芸術文化を将来へ継承発展させる子どもや青少年が成長する機会の充実
- 芸術文化を創造する人材や支える人材の育成・支援

#### (3) 芸術文化による大阪の魅力向上

- 大阪が誇る伝統芸能をはじめとする芸術文化の発信・交流を通じて、大阪の都市魅力の向上につなげる取組
- 芸術文化の拠点形成を図る取組

一つ目の「・」部分を追加しました。

## 4-2. 大阪市の役割、推進体制・進行管理、大阪アーツカウンシル

### 大阪市の役割

大阪府とビジョンを共有するもとの、基礎自治体として文化振興に関する施策に計画的に取り組めます。

一方、古くから我が国における文化芸術の集積の地として醸成されてきた資源を基に、将来に向かって府や周辺自治体とも役割分担を図りながら、都市大阪の魅力や情報発信力の向上に努めます。

### 推進体制・進行管理

本計画を着実かつ継続的に推進していくため、施策の実施・進捗状況等について、進行管理と評価を行います。

各施策・事業のプログラム評価については、毎年度大阪アーツカウンシルが行い、その結果や改善提案等について大阪府市文化振興会議に報告します。

大阪府市文化振興会議では、この報告や本計画の指標の状況等を踏まえ、計画全体の進捗状況を把握するとともに、重要な施策等についての審議を行います。

### 大阪アーツカウンシル

大阪の文化施策を推進する仕組みとして、大阪府と大阪市は、平成25年度に大阪府市の附属機関である大阪府市文化振興会議の部会という位置付けのもと「大阪アーツカウンシル」を設置しました。大阪アーツカウンシルは、独立性と専門性を確保しつつ、「評価・審査」、「調査」、「企画」など、大阪における文化芸術のさらなる発展に向けた取組を行ってきました。

引き続き、大阪府市の所管事業の評価や補助事業の採択審査等の「評価・審査」、大阪の文化芸術に関する基礎データやアーティスト・クリエイター及び芸術文化に関わる企画・制作や経営等に携わる人々等のニーズの把握等の「調査」、文化芸術の担い手へのサポート等の現場支援や文化芸術を活かした新たな提案の実施等の「企画」の取組を推進し、これまでの実績を踏まえながら、文化芸術の担い手を支援し、大阪の文化力の更なる向上につなげるため、引き続き「評価」「審査」を中心としつつ、「調査」や「企画」を強化して、取組内容の質を高め、それらの取組について積極的に発信していきます。

## 4-3. 評価・検証

大阪市は、以下の通り指標を設定し、計画の実現をめざします。

### ■ 基本的な考え方

本計画全体の進捗把握のため、「施策の方向性」ごとに指標を設け、単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを実施します。

### ■ 指標の位置付け

指標は、その内容の達成を主たる目的とするものではなく、本計画を評価・検証し、フォローアップと改善を行う際のよりどころとして位置付けるものです。そのため、本計画の評価・検証については、個々の指標の達成状況で判断するのではなく、指標ごとに進捗状況を適切に把握し、課題を整理のうえ、今後の施策改善に活用します。

## 4-3. 評価・検証

### ■ 指標

施策の方向性と施策	指 標
<p><b>A 文化にかかわる環境づくり</b></p> <p>① 芸術文化における鑑賞・参加の機会等の充実</p> <p>② 芸術文化を将来へ継承発展させる子どもや青少年が成長する機会の充実</p> <p>③ 芸術文化を支える市民意識の醸成</p>	<p>○ 第一級の芸術を鑑賞した市民の満足度</p> <p>○ 授業の一環として芸術文化を鑑賞した学校の満足度</p> <p>○ 未就学児や障がい児等が参加しやすいような取組みをした公演等の実施回数</p> <p>○ なにわの芸術応援募金の寄附件数</p>
<p><b>B 文化が都市を成長させる</b></p> <p>① 芸術文化を創造する人材や支える人材の育成・支援</p> <p>② 上方伝統芸能等の継承・発展</p> <p>③ 芸術文化による大阪の魅力向上</p> <p>④ 文化と経済等の連携を通じた持続可能な成長・発展</p>	<p>○ 大阪市芸術活動振興事業助成金の申請件数</p> <p>○ 大阪市芸術活動振興事業助成金の活用による新たな取組へのチャレンジ件数</p> <p>○ 大阪市芸術活動振興事業助成金の利用者が助成を受けることにより期待していた効果の達成度</p> <p>○ 芸術創造館の利用者数</p> <p>○ 大阪市芸術活動振興事業助成金の活用を契機に多様な主体と共創する等持続可能な成長・発展につながった件数</p>
<p><b>C 文化が社会を形成する</b></p> <p>① 芸術文化の有する地域力向上や社会包摂の機能を生かした共生への取組の促進</p> <p>② 文化財や史跡の保存・活用・継承</p>	<p>○ なにわの芸術応援募金の寄附件数【再掲】</p> <p>○ 文化財等を活用した芸術文化公演等の実施回数</p>

## 5. 資料編

5-1. 文化芸術基本法

5-2. 大阪市芸術文化振興条例

5-3. 大阪府市文化振興会議委員名簿

5-4. パブリックコメント結果

# 5-1. 文化芸術基本法

(平成十三年法律第百四十八号)  
改正 平成二十九年六月二十三日

## 前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にあいながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

- 第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
  - 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
  - 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
  - 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
  - 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
  - 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成三〇年六月八日法律第四十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和元年六月七日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 5-2. 大阪市芸術文化振興条例

平成16年3月29日

条例第20号

芸術文化は、人々の心に感動を与えるとともに、生きがいや心の充足感をもたらし、豊かな人間性をはぐくむものである。また、創造的で優れた芸術文化をはぐくむことは、都市の魅力や情報発信力を高め、いきいきとした活力ある社会を形成することにつながる。

今日、国際化がますます進展し、都市と都市とがその魅力を競い合う時代にあって、長期的な視点に立って芸術文化を振興することにより、芸術文化の薫り高い、心豊かでいきいきとした活力に満ちた、都市としての魅力あふれる「芸術文化都市」を創造することが、これからの大阪に強く求められている。

大阪は、古くには難波津という国際港を擁し、我が国の海外との交流の門戸として栄え、かかる交流を通じて先進的に多種多様な文化を受け入れ、発信してきた。また、近世には「天下の台所」とうたわれて、我が国の流通、金融の中心地として栄え、その経済的な繁栄を背景に、自由と進取の気風に富む町人層が中心となって豊かな上方文化を生み出してきた。このように大阪は古くから先進的で優れた芸術文化を創造し、はぐくみ、発信してきた歴史を有しており、こうした歴史の中で培われた文化的風土は現在にも受け継がれている。

ここに、大阪市は、大阪がこれまで築いてきた輝かしい歴史的、文化的伝統を尊重しつつ発展させながら、市民が芸術文化に親しむ環境の整備並びに自主的かつ創造的な芸術活動を行う芸術家の育成及び支援に努めて、自由と進取の精神に基づく新しい芸術文化の創造を促進し、鑑賞から創造、更には将来の世代への継承を含め芸術文化を振興する多様な施策を総合的かつ強力に推進し、もって「芸術文化都市」の創造を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、芸術文化の振興について、基本理念を定め、本市の責務を明らかにするとともに、芸術文化の振興に関する施策(以下「芸術文化振興施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、芸術文化振興施策を総合的かつ強力に推進し、もって芸術文化都市大阪の創造に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 芸術文化 音楽、演劇、舞踊、美術、写真、映像、文学、文楽、能楽、歌舞伎、茶道、華道、書道その他の芸術に関する文化をいう。
- (2) 芸術活動 芸術作品を創作し、又は発表すること(専ら趣味として行うものを除く。)をいう。
- (3) 芸術家 芸術活動を行う者及び芸術活動を行う団体をいう。

## (基本理念)

第3条 本市における芸術文化の振興は、次に掲げる理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 芸術文化の振興に当たっては、市民及び芸術家の自主性が十分に尊重されるべきものであること
- (2) 芸術文化は、市民及び芸術家の双方が支えるべきものであること
- (3) 芸術文化は、市民が芸術家の活力及び創意を尊重するとともに、自らこれに親しむことにより、その振興が図られるものであること
- (4) 芸術家は、その活力及び創意を生かした自主的かつ創造的な芸術活動を行うことにより、芸術文化の振興に主体的かつ積極的な役割を果たすべきものであること
- (5) 芸術文化の振興に当たっては、多種多様な芸術文化の保護及び発展が図られるべきものであること

(本市の責務)

第4条 本市は、基本理念にのっとり、市民及び芸術家との連携を図りながら、芸術文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(文化振興計画の策定)

第5条 市長は、芸術文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「文化振興計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、文化振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ大阪府市文化振興会議の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、文化振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

(市民が芸術文化に親しむ環境の整備)

第6条 本市は、市民が優れた芸術文化に身近に親しむとともに、高齢者、障害者、子育て層をはじめ広く市民が容易に芸術文化に親しむことができるよう、環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域における活動の活性化)

第7条 本市は、地域において市民が積極的に芸術文化に親しむことが芸術文化の振興に資することにかんがみ、市民が地域において芸術文化に親しむことができるよう、芸術作品を鑑賞する機会の提供、公演等への支援、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(芸術文化の創造のための措置)

第8条 本市は、自主的かつ創造的な芸術活動を行う芸術家及びアートマネージャー(各種公演、展覧会等の開催その他芸術作品の発表又は鑑賞に関する企画及び運営の事業を行う者をいう。)、舞台技術者その他の芸術活動に関わる者を育成し、これらの者の本市における活動を促進するための環境の整備その他の芸術文化の創造のために必要な措置を講ずるものとする。

(青少年のための措置)

第9条 本市は、青少年が、将来芸術作品の鑑賞者や芸術家となって芸術文化の振興に資する存在であることにかんがみ、芸術文化に関する青少年の理解を深めるとともに、芸術文化に関する青少年の豊かな感性をはぐくむため、青少年が芸術作品を鑑賞し、創作し、又は発表する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(伝統的な芸術文化の保護及び継承)

第10条 本市は、大阪が長い歴史の中ではぐくんできた豊かで伝統的な芸術文化を保護しつつ将来の世代に継承させるため、これらの芸術文化を保存し、発展させる活動に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第11条 本市は、芸術活動において功績があった者その他本市の芸術文化の振興に寄与した者の顕彰努めるものとする。

(施策の推進のための措置)

第12条 本市は、芸術文化振興施策を効果的に推進するため、この条例に基づく施策の成果について、芸術文化に関し専門的知識を有する者の意見を求め、これを適切に施策に反映させるための制度を整備するものとする。

(施行の細目)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第54号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 5-3. 大阪府市文化振興会議委員名簿

令和7年12月現在

有栖川 有栖	小説家
片山 泰輔	青山学院大学 総合文化政策学部 教授
志村 聖子	大阪公立大学大学院 都市経営研究科 客員准教授
内藤 裕敬	南河内万歳一座 座長／ 大阪芸術大学 舞台芸術学科 教授
沼田 里衣	大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授
橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構 特別教授／ 大阪公立大学観光産業戦略研究所 所長
原 久子	大阪電気通信大学 総合情報学部 教授
広瀬 依子	追手門学院大学 文学部 講師
宮崎 優也	指揮者／大阪アーツカウンシル 統括責任者／ 龍谷大学 国際学部 非常勤講師
村上 敬造	大阪芸術大学 芸術計画学科 教授

※50音順、敬称略

## 5-4. パブリックコメント結果

第4次大阪市文化振興計画（案）にかかるパブリック・コメントの実施結果

パブコメ後に修正

